

第三次富士市情報化計画（概要）

第1章 本計画の概要（p.2～p.4）

前計画の策定より6年が経過し、情報化を取り巻く環境は大きく変わりました。本市では、これらの変化に対応し、市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化に向けた情報化施策に取り組むため本計画を策定しました。

本計画は「第五次富士市総合計画」に基づき、「第3次富士市行政経営プラン」との整合性を図り、情報化の視点から推進していきます。

計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間です。

第2章 本市を取り巻く情報化の動向（p.5～p.25）

最新技術を活用した、市民サービスの向上や行政経営の改善、社会的課題の解決が求められています。

ただし、安全で安心なICTの利活用のためには、すべての事業においてセキュリティ対策を講じる必要があります。

第3章 本市における情報化の現状と課題（p.26～p.45）

前計画の実施により、行政サービスの推進に一定の成果がみられたものの、多様化する情報化事業を適切に管理するため、事業に優先度を設定することが課題であることがわかりました。

また、市民・中学生・高校生・庁内の現状及びニーズを調査した結果、スマートフォン・タブレット型端末の急速な普及が認められたため、このような最新情報機器を用いた、市民サービスの利便性向上に取り組む必要があることがわかりました。

第4章 情報化の基本理念と基本方針（p.46～p.50）・第5章 情報化推進項目の方向性（p.51～p.69）

●基本理念

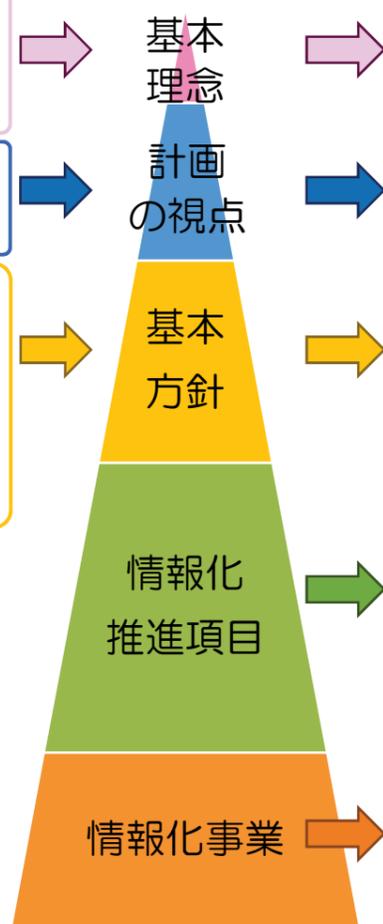
前計画を継承し、「第五次富士市総合計画」の目指す都市像を情報化施策の面から達成します。

●計画の視点

前計画を継承し、市民志向に立った情報化計画とします。

●基本方針

前計画を継承しつつ、「行政経営に出資する『株主』としての市民」については、これまでの「コスト削減」中心の視点だけでなく、「収益増加」の視点から、新たな基本方針を加えます。



基本理念： しあわせ実感 eまち ふじ ～ ICTを架け橋に

行政のサービスを受受する「顧客」としての市民	行政経営に出資する「株主」としての市民	まちづくりにおける「地域の主体」としての市民
行政は一種のサービス業であると考え、市民を「顧客」と捉えます。	納税者である市民は、行政に対して効率性や信頼性を求めるため、市民を「株主」と捉えます。	まちづくりは市民協働が重要なため、市民を「地域の主体」と捉えます。
1 わかりやすく便利な市民サービスの提供	2 スリムで信頼される行政経営の実現	3 魅力的でいきいきした情報の発信 新設
マイナンバーカードを活用した市民サービスを拡充します。また、子育て分野の情報提供サービスの利便性を高めます。	ICTがもたらす新しいワークスタイルを研究します。また、事業継続性の担保及び情報セキュリティをさらに強化します。	市民ニーズの高い情報を、多チャンネルで発信します。併せて情報発信の強化を図ります。
1-1 いつでも、どこでも利用可能な行政サービスの提供	2-1 行政運営の効率化・高度化の推進	3-1 まちがにぎわう情報の発信
市役所の外から利用できる行政サービスの向上	効率的・高度な行政経営	情報発信力の強化、シティプロモーション、観光プロモーションの取組
1-2 市民の誰もが便利な窓口の実現	2-2 市民の信頼に応える行政運営の推進	3-2 市民が活用できる情報の発信
市役所の窓口で行う行政サービスの向上	災害時での業務継続や情報セキュリティ対策	効果的・魅力的な情報発信
4 みんなで支えあうまちづくりの推進		
まちづくりに市民が地域の主体として参加、参画、協働できる環境の整備を進めます。		
4-1 安全・安心・便利なまちづくりの推進		
大規模災害対応や少子高齢社会、人口問題対策		
4-2 自然と共生するまちづくりの推進		
騒音や大気汚染等の環境問題対策		
4-3 人を育むまちづくりの推進		
教育分野のICT化や人材の育成		

重点事業：計画期間中に重点的に取組を進める事業（13事業）

推進事業：計画期間中に拡充や向上を目指す事業（25事業）

継続事業：継続的に取組を実施する事業（96事業）

第6章 計画の進め方（p.70～p.73）

●推進体制

行政改革推進本部を最高意思決定機関とした体制で情報化の推進を図ります。

●人材育成

- ・情報活用能力向上のための支援
- ・情報セキュリティ対策の研修
- ・OA推進リーダーに対する研修

●進行管理方法

評価・改善するマネジメントサイクル（PDCAサイクル：Plan⇒Do⇒Check⇒Act）を取り入れ、進行状況を一元的に管理します。

●推進スケジュール

毎年度、各情報化事業を的確に把握・評価し、必要に応じて見直しを行うとともに、新たに計画された情報化事業を随時取り込んでいきます。

また、計画全体の評価については、計画期間の最終年度となる平成32年度に実施します。

*各章の標題に記載のページは、計画書本編の掲載ページを表しています。